

真岡市の上水道、下水道の適正な料金等に関する答申書

令和8年1月21日

真岡市公共料金審議会

## 1 はじめに

真岡市の上下水道事業は、令和7年度に水道事業供用開始から61年、下水道事業供用開始から42年が経過している。近年の人口減少や節水機器の普及等により、水道料金収入および下水道使用料収入は減少傾向にある。

さらに、エネルギーコストや人件費の上昇、建設資材の価格高騰により、経営状況は厳しさを増している。

こうした状況下にあっても、安全・安心な上下水道を持続的に提供するため、老朽化した管路の更新や施設の耐震化を積極的に進める必要がある。

水道事業においては、現行料金を据え置きにした場合、10年後の令和16年度には、単年度赤字が約3億6,300万円に拡大するとともに、料金回収率は69%に低下し、赤字が継続する予測となっている。

下水道事業においては、慢性的に事業資金が不足しているため、市一般会計からの基準外繰入金に依存する状況が続いている。また、現行使用料を据え置きにした場合、10年後の令和16年度には、経費回収率が74%まで低下する予測となっている。

本審議会では、このような状況を踏まえ、将来にわたって安定的に事業を継続し、経営の健全化を図るため、市民生活への影響と事業継続性の双方を踏まえつつ、慎重に審議・検討を重ねてきた結果、次のとおりの結論となったので、ここに答申するものである。

## 2 適正な料金（使用料）水準

### （1）水道料金

適正な料金水準の検討にあたり、収益的収支については、令和7年度から16年度までの10年間を対象に、期間全体の累計で収益を確保することを目標に財政収支予測を行い、総括原価方式により料金を算定することとした。

併せて、資産維持費についても算定要領に基づき検討を行い、その結果を踏まえて必要な経費を総括原価に適切に反映することとした。

これにより、施設更新や管路改修など長期的な資産の健全性を確保しつつ、料金水準の妥当性を担保することを目指した結果、水道料金については平均改定率26.8%とすることが望ましいと判断した。

### （2）下水道使用料

適正な使用料水準の検討にあたり、令和7年度から16年度までの10年間を対象に、汚水処理費に対する使用料収入の不足を解消することを目標に財政収支予測を行い、使用料対象経費を算定することとした。

算定の結果、下水道使用料については、対象期間において適切な使用料収入を確保できる平均改定率28.1%とすることが望ましいと判断した。

### 3 料金（使用料）体系

#### （1）水道料金

水道事業の安定運営と利用実態の公平な反映を図る必要があることから、給水管の口径別に基本料金を定め、加えて水道使用量に応じた従量料金を設定することが望ましいと判断した。

これらを踏まえた具体的な料金体系案は、別表のとおりとする。

#### （2）下水道使用料

現行の用途別を維持し、一般用については、水道料金と同様に利用実態の公平な反映を図る必要があることから、基本使用料と下水道使用量に応じた従量使用料を設定することが望ましいと判断した。また、臨時用の使用料については、使用実績がないことから廃止することが望ましいと判断した。

加えて、汚水処理量の実績が1人当たり1か月8m<sup>3</sup>を超えていることを考慮し、水道水以外の水のみを使用する場合の1人当たりの使用認定水量（水道水以外の水のみなし使用量をいう。）を、現行の「1か月6m<sup>3</sup>」から「1か月8m<sup>3</sup>」に改定し、また、水道水と水道水以外の水を併用する場合における1人当たりの使用認定水量を、現行の「1か月3m<sup>3</sup>」から「1か月4m<sup>3</sup>」に改定することが望ましいと判断した。

これらを踏まえた具体的な料金体系案は、別表のとおりとする。

### 4 料金（使用料）の適正化時期

改定時期は、老朽化した施設設備の更新を着実に推進するとともに、市民への丁寧な説明期間を確保する必要があることから、令和8年10月とすることが望ましいと判断した。

### 5 附帯意見

- ・料金（使用料）改定後も、将来の財政状況や人口動向は不確実であることを踏まえ、収支状況や使用量の変化を継続的に確認し、必要に応じて適切な時期に見直しを行うこと。
- ・インフラ設備の老朽化や工事費の上昇など、事業継続に影響する要素を踏まえ、設備の状況や費用動向を定期的に点検し、更新の必要性を見据えた検討を継続すること。

- ・料金（使用料）改定が長期間行われてこなかった経緯を踏まえ、今後は一定の間隔で審議の場を設け、毎年度の状況確認や必要に応じた見直しが行えるよう、継続的な検証体制を整備すること。
- ・料金（使用料）改定の決定後は、市民への周知を十分に行い、説明資料の配布や広報媒体の活用などにより、改定内容が広く行き渡るよう丁寧な情報提供に努めること。
- ・改定時期については、市民への周知徹底が確実に図られることを前提とし、周知に不備が生じる場合には適用時期の調整も検討するなど、利用者への影響に配慮した運用を行うこと。
- ・将来の料金（使用料）改定にあたっては、利用者負担が急激に増加しないよう十分に配慮し、段階的な改定手法の導入可能性も含め、負担水準の安定化に向けた検討を進めること。
- ・施設の適切な維持管理および更新を着実に進めるため、中長期的な改修計画と連動させ、必要となる改定率や収支見通しを整理し、審議の場において共有すること。

別表

## 1 水道料金（税抜き）

| 基本料金<br>(1月につき)                    | メーターの口径                                     | 料金      |
|------------------------------------|---|---------|
|                                    | 13mm  | 1,300円  |
|                                    | 20mm  | 1,400円  |
|                                    | 25mm  | 2,500円  |
|                                    | 30mm  | 3,000円  |
|                                    | 40mm  | 3,500円  |
|                                    | 50mm  | 5,500円  |
|                                    | 75mm  | 12,000円 |
|                                    | 100mm                                       | 27,000円 |
| 従量料金<br>(使用水量 1m <sup>3</sup> につき) | 区分  | 料金      |
|                                    | 1m <sup>3</sup> 以上 10m <sup>3</sup> までの部分   | 12円     |
|                                    | 11m <sup>3</sup> 以上 30m <sup>3</sup> までの部分  | 230円    |
|                                    | 31m <sup>3</sup> 以上 50m <sup>3</sup> までの部分  | 240円    |
|                                    | 51m <sup>3</sup> 以上 100m <sup>3</sup> までの部分 | 258円    |
|                                    | 101m <sup>3</sup> 以上の部分                     | 286円    |

## 2 下水道使用料（税抜き）

### 公共下水道

|           | 基本使用料                 | 従量使用料   |                                  |
|-----------|-----------------------|---|----------------------------------|
|           |                       | 区分  | 金額<br>(汚水量 1 m <sup>3</sup> につき) |
| 一般用       | 1, 100 円              | 1 m <sup>3</sup> 以上 10 m <sup>3</sup> までの部分   | 13 円                             |
|           |                       | 11 m <sup>3</sup> 以上 30 m <sup>3</sup> までの部分  | 208 円                            |
|           |                       | 31 m <sup>3</sup> 以上 50 m <sup>3</sup> までの部分  | 210 円                            |
|           |                       | 51 m <sup>3</sup> 以上 100 m <sup>3</sup> までの部分 | 222 円                            |
|           |                       | 101 m <sup>3</sup> 以上の部分                      | 236 円                            |
|           |                       |   |                                  |
| 公衆<br>浴場用 | 基本使用料                 | 超過使用料   |                                  |
|           | 汚水量                   | 金額  | 汚水量                              |
|           | 200 m <sup>3</sup> まで | 12, 810 円                                     | 201 m <sup>3</sup> 以上            |
|           |                       |   | 64 円                             |

### 農業集落排水（真岡地区）

| 基本使用料    | 従量使用料   |                                  |
|----------|---|----------------------------------|
|          | 区分  | 金額<br>(汚水量 1 m <sup>3</sup> につき) |
| 1, 100 円 | 1 m <sup>3</sup> 以上 10 m <sup>3</sup> までの部分   | 13 円                             |
|          | 11 m <sup>3</sup> 以上 30 m <sup>3</sup> までの部分  | 208 円                            |
|          | 31 m <sup>3</sup> 以上 50 m <sup>3</sup> までの部分  | 210 円                            |
|          | 51 m <sup>3</sup> 以上 100 m <sup>3</sup> までの部分 | 222 円                            |
|          | 101 m <sup>3</sup> 以上の部分                      | 236 円                            |
|          |   |                                  |

### 農業集落排水（二宮地区）

世帯割 月額 1, 804 円

人数割 月額 802 円



諮詢 第 1 号  
令和 7 年 10 月 21 日

## 真岡市の上水道、下水道の適正な料金等に関する諮詢

真岡市公共料金審議会会長 様

真岡市長 中 村 和 彦



### 1 諒問理由

真岡市の水道事業は、昭和 39 年 4 月に供用開始し、61 年が経過しております。一方、下水道事業は、昭和 58 年 3 月に供用を開始し、42 年が経過しております。これまで、大幅な料金及び使用料の改定は、水道事業では平成 6 年 4 月に、下水道事業では、平成 13 年 4 月に実施したのを最後に、現在に至っております。

近年では、人口減少に伴い料金収入が落ち込む中、管路の老朽化や施設の耐震化など、多くの課題が山積しております。さらに電気料金や資材費等の高騰の影響もあり、上下水道事業を取り巻く環境は大変厳しい状況となっております。それでも、上下水道は、市民生活及び地域社会に欠かせない重要なライフラインであり、その安定的かつ持続的な運営のためには、健全な財政基盤を確保し、安全・安心な上下水道を市民の皆様に提供し続けていかなければなりません。

これらの状況を踏まえ、令和 6 年度に経営戦略（中長期的な経営の基本計画）を改定いたしました。現状の把握と分析、詳細な財政シミュレーションを行った結果、水道事業においては令和 9 年度より純損失（赤字）が発生し、以降、損失額が拡大し続けていくことが明らかとなっております。また、下水道事業においては慢性的な資金（内部留保資金）不足により、一般会計からの多額の基準外繰入れ（補助金）に頼らざるを得ない状況が今後も続くことが見込まれております。人口減少等により収益の減少傾向は今後も続くと見込まれており、持続可能な事業運営の確保は困難な状況にあります。こうした状況を踏まえ、市民の皆様に安心して上下水道をご利用いただけるよう、適正な上下水道料金の検討を進めていく必要があります。

経営戦略の改定を踏まえ、本市の水道事業及び下水道事業について、現状及び将来の見通しを把握していただくとともに、料金等の適正水準についても議論いただくため、令和 7 年度に水道料金及び下水道使用料を対象とした公共料金審議会に諮詢するものであります。

# 真岡市公共料金審議会委員名簿

(敬称略)

|    |     | 氏 名    | 選出母体         | 役職名         |
|----|-----|--------|--------------|-------------|
| 1  | 会 長 | 磯 修一   | 真岡市自治会連合会    | 会 長         |
| 2  | 副会長 | 菊地 高樹  | 真岡工業団地総合管理協会 | 専務理事        |
| 3  | 委 員 | 秋山 康雄  | 真岡商工会議所      | 副会頭         |
| 4  | 委 員 | 早瀬 一男  | にのみや商工会      | 会 長         |
| 5  | 委 員 | 渡辺 栄   | はが野農業協同組合    | 代表理事<br>組合長 |
| 6  | 委 員 | 日下田 節子 | 真岡市消費者友の会    | 会 長         |
| 7  | 委 員 | 本田 幸子  | 真岡市女性団体連絡協議会 | 副会長         |
| 8  | 委 員 | 鈴木 篤   | 真岡市勤労者懇談会    | 会 員         |
| 9  | 委 員 | 田口 司   | 社会福祉協議会      | 会 長         |
| 10 | 委 員 | 酒井 由理  | 公 募 委 員      |             |
| 11 | 委 員 | 水沼 敏明  | 公 募 委 員      |             |
| 12 | 委 員 | 松本 恵子  | 公 募 委 員      |             |

## 真岡市公共料金審議会の開催状況について

| 区分  | 日時・場所  | 審議事項   |
|-----|--|--|
| 第1回 | 令和7年10月21日（火）<br>午前10時～<br>真岡市役所 404・405会議室    | 議題<br>・水道事業の概要について<br>・下水道事業の概要について<br>・水道事業及び下水道事業の経営状況について       |
| 第2回 | 令和7年11月27日（木）<br>午前10時30分～<br>真岡市役所 404・405会議室 | 議題<br>・水道料金及び下水道使用料の算定の考え方について<br>・現行の料金体系について<br>・適切な料金算定の方向性について |
| 第3回 | 令和7年12月22日（月）<br>午後2時～<br>真岡市役所 404・405会議室     | 議題<br>・真岡市の水道・下水道の適正な料金等について                                       |
| 第4回 | 令和8年1月21日（水）<br>午後2時～<br>真岡市役所 404・405会議室      | 議題<br>・真岡市の上水道、下水道の適正な料金等に関する答申書(案)について                            |